

大津市立児童クラブ 新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

大津市立児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応は以下のとおりです。各ご家庭におかれましては、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 臨時休所

施設内での集団感染等が疑われる場合、感染拡大をできる限り抑制し、健康被害を最小限に抑えるため臨時休所いたします。

臨時休所の期間は、感染状況の確認作業に要する期間として、集団感染等が疑われるケースを確認した翌日から起算して3日間程度の休所といたします。

なお、感染状況により、休所期間の短縮又は延長を行う場合があります。

2 小学校の臨時休業に伴う臨時休所

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことに伴い、小学校全体が臨時休業を実施した場合、当該学区の児童クラブは小学校の臨時休業期間に合わせて臨時休所を実施します。

3 児童の通所自粛

児童クラブの通所者ではない児童が新型コロナウイルス感染症に感染し、小学校が学級閉鎖又は学年閉鎖を実施した場合、当該学級又は学年の児童は、通所を自粛していただきます。

■関連リンク

大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン
<http://www.otsu.ed.jp/osaka/R3gaidorain.pdf>